

京都市告示第527号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、供用時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年1月15日

京都市長 門川 大作

令和3年1月16日（土）から同年2月7日（日）までは、午後8時に閉所する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)